



町税の完納月間に協力ください

町では、毎年12月を「町税完納月間」、県では「県下一斉国保税滞納整理月間」と定め、町税・保険料の徴収を強化しています。

町税・保険料は、各期の納期限までに納付してください。なお、納期限までに納付がされない場合は、滞納処分を行うことになります。

町税・保険料は、町の教育、福祉、介護、ごみ処理、道路や港湾などの社会資本整備、消防や救急などの公共サービスをを行う上で大切な財源です。納税へのご理解とご協力をお願いします。



問い合わせ先
役場税務課管理収納係
☎(86)1172[直通]

滞納処分の流れ

<p>③調査・捜索</p> <p>金融機関や生命保険会社、勤務先、取引先などに対して財産の有無や取引内容の調査を行います。必要に応じて、自宅や会社を対象に換価可能な財産の捜索を行う場合もあります。</p>	<p>②催告</p> <p>自主納付を推進するために文書や訪問により催告を行います。ただし、催告は差し押さえするための必須条件ではありませんので、①に基づき差し押さえを行う場合もあります。</p>	<p>①督促</p> <p>納期限後20日以内に督促状を発送します。 督促状を発送した日から10日を経過した日までに納付されない場合は「財産を差し押さえなければならない」とされています。</p>
<p>⑤換価</p> <p>※令和3年度中の財産差し押さえ実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金 24件 ・ 給与 13件 ・ 保険契約 2件 ・ 国税還付金 1件 ・ 取引上の売掛金 1件 ・ 出資金 4件 ・ 不動産 1件 		<p>④差し押さえ</p> <p>調査・捜索により発見した財産を差し押さえます。財産の対象は預貯金、給与、保険、動産（軽自動車、電化製品、美術品、骨とう品など）、不動産（普通自動車を含む）、取引上の売掛金などが該当します。</p> <p>差し押さえた財産を取り立てや公売を通じてお金に換え滞納された税金に充てます。</p>

税のことQ&A

- Q：納期限が過ぎているものがある。
令和4年度の税金なので12月までに払えばいいのでは。
- A：町税・保険料は各期の納期限までに支払ってください。納期限が過ぎても完納にならない場合は、滞納処分の対象となります。払い忘れがあるかは、12月の完納月間を機会に早めに納付してください。
- Q：借り入れの返済が厳しく、税金を払えない。
- A：納税は憲法により国民の義務と定められているほか、法令によりほかの支払いより優先されます。特段の事情がある場合は、早めに相談ください。
- Q：調査により、勤務先や取引先に滞納があることを知られてしまった。
- A：税金を滞納すると、法令により全ての財産に対する調査権限が徴税吏員（税務課職員）に発生します。また、調査先は調査に協力する義務が発生します。調査先に滞納があることを知られてしまう可能性はありますが、個人情報保護法には違反しません。